

第8回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年8月27日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和7年8月27日(水) 午後2時00分～午後2時53分 2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室 3. 出席委員(15人) 会長: 16番 興野 礼子 職務代理者: 8番 黒須 明 委員: 1番 大窪 克美、3番 中村 東、5番 川上 恵、6番 小口 久男、7番 荒井 喜代子、9番 奥畑 智子、10番 小池 進、11番 檜山 徳夫、12番 田澤 稔、13番 滝 薫、14番 大森 浩之、18番 大野 悟、19番 大野 寛文 4. 欠席委員(2人) 4番 堀江 恒夫、15番 石川 翔平 5. 出席推進委員(5人) 3番 檜山 正人、4番 高野 一宏、5番 川俣 司、7番 塩野目 春夫、22番 石岡 幸雄 6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第5 議案第4号 非農地証明願出による現況地目の認定について 日程第6 議案第5号 非農地判断願出による非農地通知の交付について 日程第7 議案第6号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案(第7号)に係る意見聴取について 7. 農業委員会事務局職員 事務局長 小口 正一、局長補佐 中山 崇、主査 大橋 伴美、主事 高橋 凌介	
事務局長(小口)	ただいまから令和7年第8回総会を開会いたします。まずは、興野 礼子 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(興野)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(小口)	本日は、4番 堀江 恒夫 委員、15番 石川 翔平 委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席委員は、17名中15名で定足数である過半数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、興野会長をお願いいたします。
会長(興野)	直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分) 議事日程の朗読をお願いします。

事務局長（小口）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長（小口）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、議事録署名委員は 19番 大野 覚文 委員、3番 中村 東 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と、大橋 伴美 氏 を指名いたします。 次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、6番 小口 久男 委員。整理番号2・3番、1番 大窪 克美 委員。
6番 小口 久男 委員	8月17日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約15年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約100m。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田168a、畑2a、計170a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

1 番 大窪 克美 委員	8月19日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、親子。権利移動等の内容、自作地、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約20年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、耕運機1台、田植機1台、バインダー1台、ハーベスター1台。取得地への通作距離、約43.8km。この方は●●●●に住まいがありますが、年の1/3位はこちらに出向き、82才になる母親と一緒に米や野菜を作っています。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、受人の母所有、田27a、畑35a、計62a。居住地は別だが、一緒に農作業に従事。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 8月19日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、20代から約60年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約0.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田79a、畑80a、計159a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。
22 番 石岡幸雄 推進委員	(整理番号1番について) 渡人の●●●●さんは現在●●●●の病院に入院中で、息子さんは●●●●に住んでいるので、実質農業をやる人がいない状況です。今までは●●●●さんが作っていましたが、話し合いをしたところ、●●●●さんより●●●●さんの方が圃場に近いということで、●●●●さんが買うことになったそうです。
7 番 塩野目春夫 推進委員	(整理番号2番について) 受人の●●●●さんは実家を出ていますが、母親がいい年になったので早めに生前贈与したいということで、申請がありました。休みのたびに実家に戻って農作業をやっていますので、農機具はきれいに手入れされています。 (整理番号3番について) 申請地は受人の息子さん宅のすぐ後ろの土地で、最初は太陽光発電も考えていたそうですが、すぐ後ろで太陽光発電をするよりはということで、農地として購入することに決まったそうです。本当に交通の便がいいところですし、息子さんもこれから農業をやっていく意思があるので、農地としての売買でいいかと思います。

議長	< 他に意見なし > これより質疑に入ります。
議長	< 質疑・異議なし > ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、異議等がないようですので、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第3 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、11番 檜山 徳夫 委員。
11番 檜山 徳夫 委員	8月25日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。転用事業者、●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が宅地、西が道を挟んで宅地、南が畑、北が宅地。同意書、なし。隣接農地は申請者所有。転用計画、資料4・5ページを見るとわかりやすいので、見ながら聴いてください。転用事業者は、遺産分割協議により●●●の宅地と当該宅地に建っている住居を相続したが、当該宅地への進入路がなく使用するのに支障があるため進入路の設置を計画し、今回の申請に至った。なお、現在までは●●●の土地の一部を進入路として申請者の兄妹が当該宅地及び住居を管理していたが、●●●はその兄妹が遺産分割協議により相続している。総事業面積、137㎡。転用面積、137㎡。転用目的、宅地の拡張（進入路、アスファルト舗装）。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、なし。排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和7年9月1日から令和7年12月25日まで。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満た

(11 番 檜山 徳夫 委員)	すと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。
3 番 檜山正人 推進委員	檜山委員から説明があったとおり、特別な問題はなく、許可相当と思われます。
議長	●●●地区担当 12 番 田澤 稔 委員、何かありますか。
12 番 田澤 稔 委員	申請地の隣接地●●●は、今年の3月総会で非農地認定されたところで、●●●さんが●●●に居宅を建築したはずが、●●●に建築してあることが判明したため、非農地証明願出の提出があったものです。今回は、●●●さんが奥の宅地(●●●)へ行くのに道がないということで申請されたものです。●●●行政書士によると、●●●さんと●●●さんから状況を聴いて、相続に絡む一連の整理整頓をしているそうです。現状に合わせての整理整頓ということで、大きな問題はないと思われます。
議長	これより質疑に入ります。
	< 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 は、異議等がないようですので、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
	次に、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局(大橋)	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、8番 黒須 明 委員。

8 番 黒須 明 委員	8月25日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●株式会社 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が雑種地、西が雑種地、南が道を挟んで田・畑、北が畑・山林。同意書、なし（隣接農地は申請者所有）。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、1,199㎡（うちフェンス内約941㎡）。転用面積、1,199㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。フェンス内面積が1,000㎡未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非FIT事業。売電先は小売電気事業者である●●●株式会社（売電契約締結に係る意向表明書あり）であり、農地転用許可後に契約する予定のため、黒字になる見込み時期及び売電単価は未定。構造等、パネル160枚、寸法2,465mm×1,134mm。パワーコンディショナー10基。発電出力49.5kW、最大出力102.4kW、年間発電量約10万9千kWh。周囲にフェンス設置。入口、南側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和7年9月20日から令和7年12月15日まで。その他 他法令等との関係等、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。東京電力の託送供給に係る申請の変更手続き中（変更承認見込あり）。当初、隣接地2筆を含んだ4筆で託送供給の申請を行い承諾済（令和7年4月30日）であり、令和7年7月29日付けで今回の申請地2筆に変更申請し受付完了となっており、承諾書の発行待ち状態。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。
5 番 川俣 司 推進委員	今の説明のとおり、問題ないと思います。
議長	これより質疑に入ります。
3 番 中村 東 委員	資料9ページの4資金計画のところで土地購入費が380万円となっており、申請地1,199㎡に対してかなり高いですが、申請地の他に農地以外（山林等）も含まれているのでしょうか。
事務局（中山）	調査表の9その他に記載がありますように、当初は北側の隣接地2筆を含んだ4筆を申請予定でしたが、今回の申請地2筆に変更となりました。ただ、申請上はあくまで2筆で380万となっており、4筆の価格ということではありません。

議長	< 他に質疑・異議なし > ただいま上程中の、議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、その他異議等がないようですので、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第5 議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第4号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、9番 奥畑 智子 委員。
9番 奥畑 智子 委員	8月18日に、●●●さん（土地所有者、願出人の父）と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。高野推進委員へは調査後に報告とさせていただきました。申請人、申請地は議案第4号 整理番号1のとおりです。調査方法、現地で関係人から聞き取り及び関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成25年12月 相続により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的 無断転用。周辺への影響、特にありません。非農地となって何年経過したか、経過年数、約20年以上。申請地は、昭和47年頃に住宅を建築し、同様の利用を続け現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、宅地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。
4番 高野一宏 推進委員	問題ないと思います。
議長	これより質疑に入ります。 < 質疑・異議なし >

議長	ただいま上程中の、議案第4号「非農地証明願出による現況地目の認定について」は、異議等がないようですので、願出のとおり認定することに、ご異議ございませんか。 ＜ 異議なしの声 ＞
議長	異議なしと認め、日程第5 議案第4号「非農地証明願出による現況地目の認定について」は、願出のとおり認定することに決定いたしました。 次に、日程第6 議案第5号「非農地判断願出による非農地通知の交付について」を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	＜ 議案第5号 議案書の朗読 ＞
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、12番 田澤 稔 委員。整理番号2番、1番 大窪 克美 委員。
12番 田澤 稔 委員	8月21日に、担当推進委員、願出人と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第5号 整理番号1のとおりです。調査方法、現地で本人から聞き取り及び関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成20年5月 交換により取得。非農地になった時期、経緯、及び現在の利用状況、申請地は、平成6年頃に住宅（戦後間もない時期に宅地と錯誤し、建築したもの）が解体され、その後雑木等が繁茂し、現在に至る。直近の利用状況調査結果、該当なし。周辺農地への影響等、農振法上の農用地区域の該当、なし。集团的まとまりのある農地の中の農地の該当、なし。地域における農地の効率的・総合的利用の支障、なし。その他 納税猶予制度、農業者年金制度の適用、該当なし。遊休農地の判断、再生利用が困難な農地。篠や雑木等が乱立しているため中に入っていけず、農地に戻せる状態ではありません。調査の結果、再生利用が困難な農地と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
1番 大窪 克美 委員	8月19日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第5号 整理番号2のとおりです。調査方法、本人から聞き取り及び現地で関係書類等を見て確認。電話での聞き取りは、願出人をよく知っている塩野目推進委員に行ってくださいました。土地の履歴、平成15年7月 相続により取得。非農地になった時期、経緯、及び現在の利用状況、申請地（●●●）は、昭和40年頃、申請地（●●●）は、昭和60年頃から不耕作となり、篠や雑木等が繁茂し、現在に至る。直近の利用状況調査結果、●●●、黄、遊休農地（基盤整備が必要）。●●●、赤、再生利用が困難な農地。周辺農地への影響等、農振法上の農用地区域の該当、なし。集团的まとまりのある農地の中の農地の該当、なし。地域における農地の効率的・総合的利用の支障、なし。その他 納税猶予制度、農業者年金制度の

(1番 大窪 克美 委員)	適用、該当なし。遊休農地の判断、再生利用が困難な農地。調査の結果、再生利用が困難な農地と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。
7番 塩野目春夫 推進委員	(整理番号2番について) ●●●さんは父親から相続してからどちらもほとんど手をつけたことがないそうで、杉等が大きくなっているので、農地として利用するのは困難と思われます。
議長	< 他に意見なし > これより質疑に入ります。 < 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第5号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、異議等がないようですので、願出のとおり非農地と判断し、非農地通知を交付することに、ご異議ございませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第6 議案第5号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、願出のとおり非農地と判断し、非農地通知を交付することに決定いたしました。 次に、日程第7 議案第6号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案(第7号)に係る意見聴取について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局(大橋)	< 議案第6号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局(中山)	議案第6号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案(第7号)に係る意見聴取について」ご説明いたします。本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、「農地中間管理権の設定」につい

(事務局 (中山)) 議長 議長 議長	て、市から農業委員会に意見聴取の依頼があったものです。今回依頼のあった、農用地利用集積等促進計画案（第7号）については、【地域計画区域内】新規28件、更新3件。農地中間管理権の設定を受ける者13名、農地中間管理権の設定をする者26名です。【地域計画区域外】新規2件。農地中間管理権の設定を受ける者2名、農地中間管理権の設定をする者2名です。設定面積は、116,502 m² で、令和7年度累計は、201,250 m² です。権利設定の内容等は、資料のとおりです。なお、本案は、令和7年9月30日公告予定です。 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 ＜ 質疑・異議なし ＞ ただいま上程中の、議案第6号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第7号）に係る意見聴取について」 は、異議等がないようですので、「意見なし」として回答することに、ご異議ございませんか。 ＜ 異議なしの声 ＞ 異議なしと認め、日程第7 議案第6号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第7号）に係る意見聴取について」 は、「意見なし」として回答することに決定いたしました。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。 （ 午後 2時 53分 ）
--	--

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年8月27日

議長

19番

3番